

香取広域市町村圏事務組合老人福祉センター設置 条例

昭和48年7月14日

条例第1号

改正 平成14年2月12日条例第3号

平成18年3月27日条例第15号

廃止 平成24年4月1日条例第9号

(設置)

第1条 本事務組合に組合立老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
香取広域市町村圏老人福祉センター	香取市田部1,209番地

(業務)

第3条 センターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条第7項に規定する業務をつかさどる。

(規則への委任)

第4条 この条例実施のため必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第15号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。